

# 『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金』 (家計急変世帯)のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変があった世帯を支援するため、給付金を支給します。

## 給付の対象となる世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降に家計が急変し、世帯全員が令和4年度分の住民税非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※以下の世帯は対象になりません。詳しくは福祉課へお尋ねください。

- ①すでに「非課税世帯分」として給付金を受け取っている世帯
- ②親(課税)に扶養されている大学生のひとり暮らし世帯や子(課税)に扶養されている両親(非課税)の世帯など課税されている方の扶養親族等のみの世帯

**申請期限 9月30日(金)**

**給付額 1世帯当たり10万円**

お問合せ先 肝付町役場 福祉課 ☎0994(65)8413

給付金をよそおった“うそ電話詐欺”や“個人情報”の搾取”にご注意ください。

「怪しいな?」と思ったら、お近くの警察署または警察相談専用電話(#9110)へご相談ください。

## ★必要書類

- ① 申請書
- ② 申請・請求者の本人確認のできる書類の写し
- ③ 世帯の状況を確認できる書類の写し
- ④ 振込先が確認できる書類の写し
- ⑤ 簡易な収入(所得)見込額の申立書
- ⑥ 「令和4年1月以降の任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し
- ⑦ 家計急変の発生に関する申立書
- ⑧ (令和4年1月1日以降に複数回転居した方がいる場合)「戸籍の附票」の写し
- ※⑨ 振込口座の名義人が代理人の場合
  - ・ 代理人の本人確認のできる書類の写し
  - ・ 代理関係を認める書類の写し

人権問題について考えてみませんか

8月は

人権同和問題

啓発強化月間

です

「人権」は、すべての人が生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されず、基本的な権利であり、また、個人として尊重され、安全で安心して生活を送るために欠くことのできない権利です。

すべての人の人権が尊重される社会づくりのためには、私たち一人ひとりが、自分の人権だけでなく、他人の人権についても正しく理解し、一人ひとりの多様性を認め合うことが大切です。この機会に、あなたの身近なことから人権について考え、そして行動しましょう。

お問い合わせ先

肝付町役場 福祉課

☎0994(65)8413

こども人権110番

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るための人権相談活動を強化することを目的として、8月26日～9月1日の間、専用相談電話「子どもの人権110番」強化週間を実施します。

いじめ、体罰、虐待など、内容は問いません。

また、相談には法務局職員又は人権擁護委員が応じ、秘密は厳守されます。

○子どもの人権110番

時間 平日 8時30分～19時

土曜日・日曜日 10時～17時

電話番号 ☎0120(007)110

※一部のIP電話からは接続できません。

問い合わせ先

鹿児島地方法務局人権擁護課

☎099(259)0684

特設人権相談所開設のお知らせ

日時 8月17日(水) 10時～15時

場所 内之浦総合支所 2階会議室

電話相談 平日8時30分～午後5時15分

お問い合わせ先

鹿児島地方法務局鹿屋支局

☎0994(43)6790